

愛知県国民保護計画変更の概要

1 経緯

愛知県国民保護計画について、統計の時点修正、表記の整理を行うため、国と協議を行ってきたが、いずれの項目も「軽微な変更」である旨が示された。

○愛知県国民保護計画（2006年2月作成）

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）に基づき、国民保護措置の実施体制、住民の避難等を定めたもの。

○軽微な変更

各変更項目は、国への事前協議により、国民保護法施行令に基づいて「軽微」「要協議」のいずれかに判定される。

「要協議」とされた場合は、県国民保護協議会に計画変更の諮問を要する。

2 主な変更内容

(1) 人口等統計数値の時点修正

ア 人口の地域分布及び土地利用

(新旧対照表 p1-2 第1編第4章3「人口の地域分布及び土地利用」)

イ 石油コンビナート等特別防災区域

(新旧対照表 p2 第1編第4章7「石油コンビナート等特別防災区域」(表))

(2) 表記の整理

(新旧対照表 p3 第3編第1章1「武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制」)

国民保護法（抄）

第34条

5 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第5項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

第37条

3 都道府県知事は、第34条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、都道府県協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。